

# 特別養護老人ホーム あったかの家 利用料金表

1 ユニット型介護福祉施設サービス費（6級地：1単位＝10.27円） 令和3年4月1日現在  
(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【1割負担の方】	1日あたり	670	740	815	886	954
	30日あたり	20,100	22,200	24,450	26,580	28,620

(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【2割負担の方】	1日あたり	1,340	1,479	1,629	1,771	1,908
	30日あたり	40,200	44,370	48,870	53,130	57,240

3 食費 (単位：円)

1日あたり	1,380	⇒	30日あたり	41,400
-------	-------	---	--------	--------

4 居住費 (単位：円)

1日あたり	2,300	⇒	30日あたり	69,000
-------	-------	---	--------	--------

◆世帯全体の所得に応じた利用者負担上限額の基準 (単位：円)

区分	対象者	食費（1日）	居住費（1日）
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	300	820
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が年額で合計80万円未満の方	390	820
第3段階	住民税世帯非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	650	1,310

※ 対象については、保険者（市区町村）の介護保険課にご確認ください。  
 ※ 対象者については、保険者より介護保険負担限度額認定証が交付されます。

5 日常生活費 (単位：円)

1日あたり	200
-------	-----

6 その他 実費  
 理美容代・医療費・薬剤費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【参考】

(単位：円)

	1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【1割負担の方】	(第4段階)	136,500	138,600	140,850	142,980	145,020
	(第3段階)	84,900	87,000	89,250	91,380	93,420
	(第2段階)	62,400	64,500	66,750	68,880	70,920
	(第1段階)	59,700	61,800	64,050	66,180	68,220

(単位：円)

	1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【2割負担の方】	(第4段階)	156,600	160,770	165,270	169,530	173,640

※(別紙) その他の体制加算等及び(6)その他を除く、1か月(30日)の費用概算

その他の体制加算等につきましては、別紙を参照してください。

# 特別養護老人ホーム あったかの家 利用料金表

1 ユニット型介護福祉施設サービス費（6級地：1単位＝10.27円） 令和3年4月1日現在  
(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【1割負担の方】	1日あたり	670	740	815	886	954
	30日あたり	20,100	22,200	24,450	26,580	28,620

(単位：円)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【3割負担の方】	1日あたり	2,009	2,219	2,444	2,656	2,862
	30日あたり	60,270	66,570	73,320	79,680	85,860

3 食費 (単位：円)

1日あたり	1,380	⇒	30日あたり	41,400
-------	-------	---	--------	--------

4 居住費 (単位：円)

1日あたり	2,300	⇒	30日あたり	69,000
-------	-------	---	--------	--------

◆世帯全体の所得に応じた利用者負担上限額の基準 (単位：円)

区分	対象者	食費（1日）	居住費（1日）
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	300	820
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が年額で合計80万円未満の方	390	820
第3段階	住民税世帯非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	650	1,310

※ 対象については、保険者（市区町村）の介護保険課にご確認ください。  
 ※ 対象者については、保険者より介護保険負担限度額認定証が交付されます。

5 日常生活費 (単位：円)

1日あたり	200
-------	-----

6 その他 実費  
 理美容代・医療費・薬剤費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【参考】

(単位：円)

	1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【1割負担の方】	(第4段階)	136,500	138,600	140,850	142,980	145,020
	(第3段階)	84,900	87,000	89,250	91,380	93,420
	(第2段階)	62,400	64,500	66,750	68,880	70,920
	(第1段階)	59,700	61,800	64,050	66,180	68,220

(単位：円)

	1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【3割負担の方】	(第4段階)	176,670	182,970	189,720	196,080	202,260

※（別紙）その他の体制加算等及び（6）その他を除く、1か月（30日）の費用概算

その他の体制加算等につきましては、別紙を参照してください。

## 特別養護老人ホームあつたかの家みさと 加算項目表

(6級地:1単位=10.27円)

令和元年10月1日より

加算項目	加算概要	1日あたり (1割の方)	1日あたり (2割の方)
初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	30単位：31円	30単位：62円
入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	246単位：253円	246単位：506円
○ 看護体制加算(Ⅰ)	入所定員5人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	4単位：5円	4単位：9円
○ 看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	8単位：9円	8単位：17円
○ 栄養マネジメント加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、状態に応じて多職種共同により、栄養ケアマネジメントを行ないます。	14単位：15円	14単位：29円
○ 日常生活支援加算(Ⅱ)	介護福祉士が常勤換算方法で、入居者6名に対して1名配置しております。	46単位：48円	46単位：95円
経口維持加算(Ⅰ)	嚥下機能低下している入居者様に対して、継続的に経口による食事摂取ができるよう、医師、看護師、管理栄養士、介護支援専門員等が、連携して支援します。	400単位：411円 (1か月あたり)	400単位：822円 (1か月あたり)
経口維持加算(Ⅱ)	(Ⅰ)を算定している場合であって、言語聴覚士が加わり、食事摂取への支援を行います。	100単位：103円 (1か月あたり)	100単位：206円 (1か月あたり)
○ 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上を行ないます。	30単位：31円 (1か月あたり)	30単位：62円 (1か月あたり)
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上を行ないます。	90単位：93円 (1か月あたり)	90単位：185円 (1か月あたり)
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ユニット型で、入所定員が5人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	18単位：19円	18単位：37円
○ 個別機能訓練加算	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	12単位：13円	12単位：25円
○ 精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	5単位：6円	5単位：11円
看取り介護加算①	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が連携をし、看取り介護対象者がその方らしい最後を迎えられるよう支援していきます。(死亡日以前4日以上～30日以下)	144単位：148円 (27日間が限度)	144単位：296円 (27日間が限度)
看取り介護加算②	※①の概要のまま、死亡日の前日、前々日について。	680単位：699円 (2日間が限度)	680単位：1,397円 (2日間が限度)
看取り介護加算③	※①の概要のまま、死亡日について。	1280単位：1315円 (1日間のみ)	1280単位：2,629円 (1日間のみ)
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対して、他職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して、低栄養リスクの改善に努めていきます。	300単位：309円 (1か月あたり)	300単位：617円 (1か月あたり)
褥瘡マネジメント加算	①入居者ごとの褥瘡発生リスクについて3カ月に1回評価を行います。 ②①でリスクの高い方について、関連職種で褥瘡ケア計画書を作成して、褥瘡管理を実施します。	10単位：11円 (1か月あたり)	10単位：21円 (1か月あたり)
排泄支援加算	排泄に介護を要する入居者に対して、身体機能や環境の調整等によって、排泄関わる要介護状態が軽減できると医師、看護師が判断して支援を行います。	5単位：6円	5単位：11円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。	6単位：7円 (1食あたり)	6単位：13円 (1食あたり)
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の83	8.3%	8.3%
○ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして算定額の1000分の27	2.7%	2.7%

※○が付いている加算については、入居者様全員が対象となります。

## 特別養護老人ホームあつたかの家みさと 加算項目表

(6級地:1単位=10.27円)

令和元年10月1日より

加算項目	加算概要	1日あたり (1割の方)	1日あたり (3割の方)
初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	30単位：31円	30単位：93円
入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	246単位：253円	246単位：758円
○ 看護体制加算(Ⅰ)	入所定員5人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	4単位：5円	4単位：13円
○ 看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	8単位：9円	8単位：25円
○ 栄養マネジメント加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、状態に応じて多職種共同により、栄養ケアマネジメントを行ないます。	14単位：15円	14単位：43円
○ 日常生活支援加算(Ⅱ)	介護福祉士が常勤換算方法で、入居者6名に対して1名配置しております。	46単位：48円	46単位：142円
経口維持加算(Ⅰ)	嚥下機能低下している入居者様に対して、継続的に経口による食事摂取ができるよう、医師、看護師、管理栄養士、介護支援専門員等が、連携して支援します。	400単位：411円 (1か月あたり)	400単位：1,233円 (1か月あたり)
経口維持加算(Ⅱ)	(Ⅰ)を算定している場合であって、言語聴覚士が加わり、食事摂取への支援を行います。	100単位：103円 (1か月あたり)	100単位：309円 (1か月あたり)
○ 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上を行ないます。	30単位：31円 (1か月あたり)	30単位：93円 (1か月あたり)
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔ケアを月2回以上を行ないます。	90単位：93円 (1か月あたり)	90単位：278円 (1か月あたり)
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ユニット型で、入所定員が5人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	18単位：19円	18単位：56円
○ 個別機能訓練加算	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	12単位：13円	12単位：37円
○ 精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	5単位：6円	5単位：16円
看取り介護加算①	医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が連携をし、看取り介護対象者がその方らしい最後を迎えられるよう支援していきます。(死亡日以前4日以上～30日以下)	144単位：148円 (27日間が限度)	144単位：444円 (27日間が限度)
看取り介護加算②	※①の概要のまま、死亡日の前日、前々日について。	680単位：699円 (2日間が限度)	680単位：2,095円 (2日間が限度)
看取り介護加算③	※①の概要のまま、死亡日について。	1280単位：1315円 (1日間のみ)	1280単位：3,944円 (1日間のみ)
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対して、他職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成して、低栄養リスクの改善に努めていきます。	300単位：309円 (1か月あたり)	300単位：925円 (1か月あたり)
褥瘡マネジメント加算	①入居者ごとの褥瘡発生リスクについて3か月に1回評価を行います。 ②①でリスクの高い方について、関連職種で褥瘡ケア計画書を作成して、褥瘡管理を実施します。	10単位：11円 (1か月あたり)	10単位：31円 (1か月あたり)
排泄支援加算	排泄に介護を要する入居者に対して、身体機能や環境の調整等によって、排泄関わる要介護状態が軽減できると医師、看護師が判断して支援を行います。	5単位：6円	5単位：16円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する食事を提供します。	6単位：7円 (1食あたり)	6単位：19円 (1食あたり)
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の83	8.3%	8.3%
○ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして算定額の1000分の27	2.7%	2.7%

※○が付いている加算については、入居者様全員が対象となります。